

2011年3月22日

厚生労働大臣
細川 律男 殿

社団法人 全国腎臓病協議会
会長 宮本 高宏
〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 1-20-9
巢鴨ファーストビル 3F
TEL 03(5395)2631 FAX 03(5395)2831

東北地方太平洋沖地震発生にともなう 被災透析患者の医療費に関する要望（お願い）

3月11日、東北・三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震による震災で、人工透析患者も多数被害を受けています。

震災発生から11日がすでに経過をしています。被災した透析患者の中には、一時被災地外に避難し、各県の受入医療機関で透析治療を受けています。

被災者は、震災による緊急避難のため十分な準備も出来ずに避難をしています。透析患者も多くは着の身着のまま避難をしており、多くは医療保険証の所持や十分な金銭の用意なく避難しているのが実情です。

厚生労働省におかれましては、すでに通知を出され具体的な対応を取られていますが、一部の医療機関ではまだ十分な対応がされていません。

つきましては、人工透析患者について避難先で透析治療を受ける場合に、緊急時として下記のとおり要望いたします。

記

1. 保険証が無くても医療機関で治療が行なえるよう周知徹底してください。
2. 避難先で透析治療を受ける場合は、医療費の患者負担分について免除してください。